児童自立援助ホームA z u l 令和3年度事業実施計画書

1. 施設の概要

- (1) 施設の概要
 - ① 施設種別 児童自立生活援助事業(児童自立援助ホーム)
 - ② 所 在 地 〒533-0012

大阪市東淀川区大道南一丁目12番24号

- ③ 定 員 入所5名、一時保護入所2名
- (2) 職員配置基準 ホーム長1名(指導員兼務可)

指導員2名

補助職員1名

(3) 事業開始年月日 平成23年4月1日

2. 基本方針

~安心して生活できる居場所づくり~

居心地の良い場所はそこで働く人達の和で織り成されるものであるので、職員間のコミニュケーションを充分にとり、連携を図り心地よい空間造りをする。設備面においても清潔、衛生的であるのは勿論のこと、暖かな雰囲気を持つ環境を整える。

そして、その空間の中で、青少年をありのままに受け入れて自然にその子の心が解きほぐされていくのを、温かく見守り、自ら何かを始める意欲を持てるような支援を行う。

3. 支援方針

① こども一人ひとりにあった支援

様々な理由によって入所してきた子ども達それぞれに必要な支援ができるようにする。そのためには個々の子どもと向き合い信頼関係を構築していくことが必要である。また、関係機関との連携を行いながら、自立支援計画書を作成し、毎月職員会議において職員の意識の統一を図りながら、必要に応じた見直しを行い支援する。

自立とは一人で生きていくことではなく、支え合いの力を身に付ける という側面を有している。ホーム内の小社会や地域社会での生活を通し て、人と自分と未来に対する信頼感を育て、必要な時に相談できるとい う力を養うことを目指す。

② 就労支援

本人の能力や特性に応じた就労先を共に考え、就労意欲を引出し就 労できるような支援を行う。また、仕事を継続していくために心身の 健康状態を保持できるよう支援をしていく。

また、現在、高校に通う者が大半であるが、その利用者達もアルバイトを行い収入を得て施設利用料等自分自身の生活費を賄わなければならない。そのため学業とアルバイトの両立を継続することができる体制作りと支援を行う。

③ 教 育

将来、生活困窮者となることのないよう、少しでも雇用されやすい 条件を整えるために、高校への進学を支援する。

また、大学等への進学を望む者には、独立行政法人日本学生支援 機構の高等教育進学サポートプランによる無利子奨学金、給付型の 奨学金の活用も視野に入れた支援を行う。

4. アフターケア

施設を退所する子どもに対しては、密に連絡を取りコミニュケーションを計り「自分を心配してくれる人」がいることを実感してもらい「孤独」な状態に陥らないようにするとともに、必要に応じて継続的に生活や就労に関する相談その他の援助を行う。経済的にも精神的にも自立できるように見守り続ける。また、同じ境遇である利用者同士が寄り集うことができる拠点となるように努める。

5. 緊急一時保護について

多くは家庭において虐待を受けていたり、非行により家庭引き取りを拒否されたり、不良行為により児童養護施設を退所となった子どもであり、いずれも居場所を無くしている状態である。「自分が居てもよい場所」だと実感し、安心感を得られるようバーバル及びノンバーバルコミニュケーションにて働きかけを行っていく、と同時に、就学中の利用者には毎日、勉学の時間を設け復学に際して支障が出ないように支援を行う。

6. 生活支援

① 行 事

・誕 生 日: 当日に本人の望む食事会を催し、プレゼント代として5,000 円を支給する。

- ・クリスマス:食事会とプレゼント代として5,000円を支給する。
- お 正 月:お年玉として5,000円を支給する。
- ② 社会人として必要な経験値を上げるため以下のことを行う。
 - ・野外活動の実施

毎月1回は利用者間の交流を深めるための食事会やカラオケなどを 実施する。また、年に2回は利用者の希望に沿ったスキーや登山旅 行などのレクリエーションを実施する。友情を育み、思いやりや皆 の力を合わせることで成し遂げられることがあることやチームワー クの大切さを学んでもらう。

• 社会活動参加

地域行事のへ参加や行事に必要な物品の搬入等の手伝いを行い地域 住民との交流を図り、地域での居場所づくりと地域の大切さを認識 してもらう。

・コミニュケーションを図る場への参加 利用者の状況に合わせて、適切なコミニュケーションの取り方を学び、人間関係構築の能力を向上させる。

③ 日常生活関係

(金銭管理)

入所当初は施設管理とし、日常生活の様子を鑑み段階を追って全額自己管理とする。また、自己管理を行うことが難しい子どもには本人同意のうえ施設管理とする。

(掃除・洗濯等)

基本的には個々に行ってもらうが、1人で行うことが困難な子どもには 職員が共に行う。

(被服)

就労している子どもが対象の施設であるが、ホーム費を自己負担し、 自立のための貯金を行うので日用品の購入代金は極わずかしない状態 であるので、夏3000円、冬5000円の被服費の支給を行う。

(就職面接、入学式)

最低限必要な衣類の購入費用を支給する。

(退所時)

1人暮らしに必要な物品の購入費用30,000円を支給する。

7. 医療

入所時には健康保険に入っていない子どもが多いので、国民健康保険に加入してもらうか親の扶養に入れてもらうようにする。また万一に備え医療保険や傷害保険への加入をしてもらう。

8.食事

対面式キッチンで職員がこども達と話しながら調理を行い、温かみのある 食事の提供を行う。平日は献立付きの宅配食材を利用し、休日は子ども達の リクエストに応じた料理を提供する。

9. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の 管理は厳密に行う。

10. 苦情解決

利用者からの苦情には苦情解決規程に則り、苦情の適切な解決に努める。

11. 職員研修

家庭環境も多種多様なものとなってきた今日、複雑になってきた子ども たちの対応について議論を行い、具体的な解決策を探ると共に、各職員の スキルアップを目指す。全国自立援助ホーム連絡協議会における、全国大 会、発達障害、家族を含めた支援等の研修に積極的に参加し、各県や全国 的な動向の把握を行い、支援の充実につなげる。

12. 会 議

月一回は全職員が集まり職員会議を行う。内容は利用者処遇や施設運営 全般のこととする。

13. 防災訓練

グループホームサンシャインとともに避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに迅速に対応できるようにする。

また、大きな自然災害に備えて避難訓練を実施し、マニュアルを整備していく。

14. 損害保険への加入

施設内物品の損害が発生した場合に備えての保険に加入する。また、入 所児童には基本的に自分で傷害保険に加入するよう促すが、収入を考える と難しい場合があるので、その場合には施設で加入する。

15. 環境整備

清潔、安全、安心、快適な環境を整備するために必要な備品の設置や修繕等を必要に応じて実施する。

17. 職員のメンタル

職員のメンタルケアの充実や職場環境の向上を目指し、産業医の指導を仰ぐ。

18. 重点的な取り組み

医療の充実:病気やケガに対して早期に対応できるよう医療関係者又は医療機関との連携を構築していく。